

安全報告書（2023年度）

（船舶部門）

1. お客様はじめ地域の皆様へ

日頃より、当社の船舶事業に対して、ご利用並びにご理解を戴き誠に有難うございます。当社は、常に安全確保を第一に掲げ、法令遵守のもとに安全輸送及びサービスの向上に努めておりますが、この報告書は、海上運送法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について公表するものです。今後も、安全で安心できる船舶事業を目指してまいりますので、何卒よろしくご厚意申し上げます。

島原鉄道株式会社
代表取締役社長 永井和久

1. 輸送の安全確保に関する基本的な考え

安全基本方針

当社の経営理念の第一は、安全輸送の確保です。『安全基本方針』を次のように掲げ、社長以下全従業員に周知し徹底を図っています。

- ① 一致協力して輸送の安全確保に努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。
- ④ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置を取る。
- ⑤ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- ⑥ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

2. 安全重点施策の内容

安全目標（2022年度）

海難事故、労働災害を発生させない

安全重点施策（2022年度）

1. 安全管理規定に則り、次の事項について重点的に実行します。

- (1) 人的ミスによる運休、事故 0件
- (2) 車両及びバイクの転倒事故 0件
- (3) お客様の船内事故 0件
- (4) 設備のトラブルによる運休 0件
- (5) 飲酒に伴う事故、違反 0件

2. 安全衛生管理体制の整備・改善する事で労働災害ゼロを目指します。

3. 新型コロナウイルス感染症等に係るガイドラインの遵守

目標達成の具体的な取り組み

- (1) 輸送の安全確保に関する情報伝達及びコミュニケーションの充実を図る
- (2) 「視界不良時」「遊漁船等が多い場合の急な船位変更（横切り）」には、目視での監視者数を増員する
- (3) 各設備の維持管理の徹底
- (4) 荒天時等には、乗客へ転倒防止等の注意喚起の実施
- (5) バイクの転倒防止策の徹底（固縛方法及び固定具の確認）
- (6) ヒヤリ・ハット情報の収集・検証を前年度（6件報告）より向上させる
- (7) 飲酒運転防止対策マニュアル（社内規定）の遵守
- (8) 「転倒」「挟まれ」「無理な動作」によるケガの防止
- (9) 保護具着用の徹底
- (10) 感染症対策の徹底（マスク着用、手洗い、船内消毒、船内換気等）

安全目標に対する達成状況

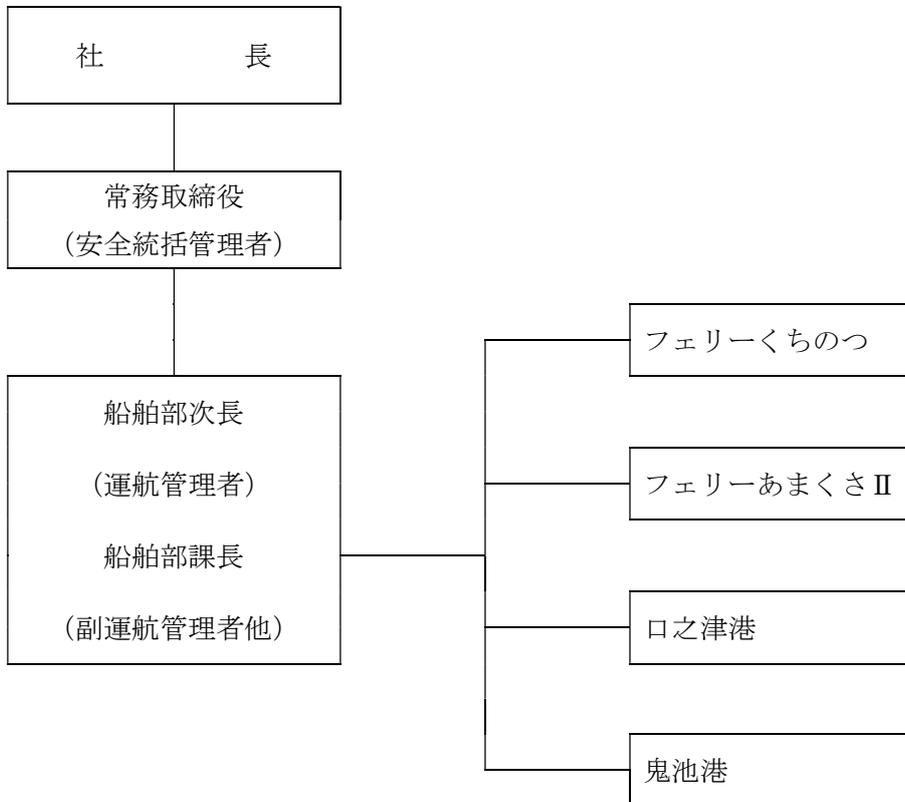
海難事故 0件

労働災害 1件

3. 安全管理体制

安全管理組織

当社では、安全管理組織を構築し運用いたしております。この組織のなかで、社長が最高位で指揮し、安全統括管理者、運航管理者、その他の職員がそれぞれの責務を明確にし、安全確保のための役割を担っています。



各管理者他の役割

役 職	役割
社 長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
常 務 取 締 役 (安全統括管理者)	輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する。
船 舶 部 次 長 (運 航 管 理 者)	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括をする。
船 舶 部 課 長 副運航管理者	運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する。
運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する。
船 舶 船 長	海上運航において人命・船舶・積荷等の安全を確保するための管理業務を統括管理する。
口之津・鬼池港	各港内及び陸上設備・係船設備等の輸送の安全を確保するための管理業務を行う。

4. その他安全運航に関する事項

安全に係る設備

① 救命設備

- ・救命胴衣 旅客定員350人に対し、救命胴衣大人用350着・小人用36着・幼児用9着
- ・救命浮器 フェリーあまくさⅡ 固型式(22人用) 8個
固型式(8人用) 1個
フェリーくちのつ 固型式(22人用) 8個
固型式(8人用) 1個
- ・救命浮環 フェリーあまくさⅡ 4個
フェリーくちのつ 4個
- ・縄梯子 フェリーあまくさⅡ 3個
フェリーくちのつ 4個

② 無線設備

- ・国際VHF無線
- ・携帯電話「楽天モバイル(通信回線は、NTTドコモ回線使用)」
- ・IP無線機(NTTドコモ回線使用)

船舶検査の受検状況

フェリーあまくさⅡ 2022年5月受検(次回 2023年6月)
フェリーくちのつ 2022年7月受検(次回 2023年6月)

損害賠償保険に関する内容

- ・船客傷害賠償責任保険加入
補償内容 1名当たり 1億円
1事故当たり 1億円×船客定員数もしくは600億円のいずれか低い額
保険加入期間 2023年4月1日～2024年3月31日(2023年3月契約更新)
- ・自動車航送船賠償責任保険加入
補償内容 てん補限度額 フェリーあまくさⅡ 4,270万円
フェリーくちのつ 4,220万円
保険加入期間 2023年4月1日～2024年3月31日(2023年3月契約更新)

運航の判断について

- ・船長と運航管理者は適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認める

とき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- ・運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件については、以下に定めるところによる。但し、運航中止基準に達していない場合でも、運航に支障があると判断した場合はその限りではない。

運航中止基準

	風 速	波 高	視 程
出 港 の 中 止	1 5 m/s 以上	1 . 5 m 以上	5 0 0 m 以下
	上記条件の一に達していると認められるときは、出港を中止しなければならない。また、出港前において航行中に遭遇する気象・海象が上記条件に達するおそれがあるときは、出港を中止しなければならない。		
運 航 の 中 止	1 5 m/s 以上	1 . 5 m 以上	5 0 0 m 以下
	上記条件の事態が発生するおそれのあるときは、航行を中止し、減速、適宜の変針、経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。また、上記条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転又は避泊措置をとらなければならない。		
入 港 の 中 止	1 5 m/s 以上	1 . 5 m 以上	5 0 0 m 以下
	入港予定地港内の気象・海象が上記条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し適宜の海域での錨泊その他の適宜な措置をとらなければならない。		

利用者及び地域の皆様へのお願い

当社では、この安全報告書をもとに輸送の安全確保に取り組んでおります。当社の安全への取組に対するご意見・ご要望をお聞かせください。

島 原 鉄 道 株 式 会 社 船 舶 部	
T E L	0 9 5 7 - 6 1 - 0 0 5 7
F A X	0 9 5 7 - 6 1 - 0 0 5 8
E - m a i l	s h i p @ s h i m a t e t s u . c o . j p
受 付 時 間	月曜日～金曜日 9 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0 (祝休日を除く)

又は、口之津港、鬼池港に設置いたしております『ご意見箱』をご利用ください。